

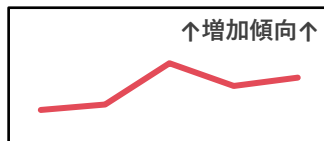
STOP!熱中症 クールワークキャンペーン



いまから熱中症予防を

段々と暑くなり、今年も熱中症の季節になってきました。毎年5月頃から熱中症によって労災認定される事故が発生しており、実際に2020年5月において、1名の熱中症による死亡事故が発生しています。

年別	2016	2017	2018	2019	2020
労災人数 (うち死亡)	462 (12)	544 (14)	1178 (28)	829 (25)	959 (22)



月別(2020)	～5月	6月	7月	8月	9月	10月～
労災人数 (うち死亡)	18 (1)	85 (0)	115 (4)	651 (16)	84 (1)	6 (0)

特に注意!
8月
11/14/15時台

時間別 (2020)	～ 9時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時	18時 ～
労災人数 (うち死亡)	104 (2)	102 (3)	119 (0)	86 (3)	73 (4)	116 (3)	124 (2)	92 (4)	61 (0)	82 (1)

2018年は記録的猛暑により熱中症による労災人数が急増しましたが、年々増加傾向にあることがわかります。

今年も昨年と同様にマスクを外せない夏になることが予想されます。**WBGT値**を計測し、熱中症予防をすることが効果的です。また、WBGT値を参考に、快適で働きやすい職場の環境づくりも行っていきましょう。

WBGT計測器



「WBGT値(暑さ指数)」は「温度」だけではなく「湿度」「日射・輻射」の計3つを取り入れた指標で、数値が高い場所・時間帯では熱中症が発生しやすい状況にあることを示すことができるものです。

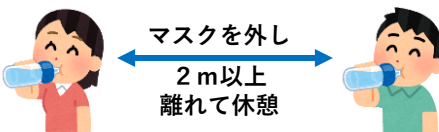
新しい生活様式における熱中症予防対策

暑さを避け、適宜マスクをはずしましょう。

新しい生活様式における熱中症予防行動のポイント

(環境省・厚生労働省作成より一部抜粋)

- ① 感染症予防のため、エアコンを使用していても窓を開ける等により換気は確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調節
- ② 屋外で人との十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、マスクを外して作業
- ③ マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給
- ④ 周囲の人との十分な距離(2m以上)をとった上で、適宜マスクをはずして休憩
- ⑤ 熱中症になりやすい高齢者、子供、障害者への目配り・声がけを行う



気温・湿度が高い状態でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。



おしながき

- ▶ STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン ... P 1
- ▶ 母性健康管理指導事項連絡
カードが7月より様式変更 ... P 2
- ▶ 助成金ニュース ... P 3
- ▶ 人事労務ニュース ... P 4
- ▶ スタッフ紹介 ... P 4

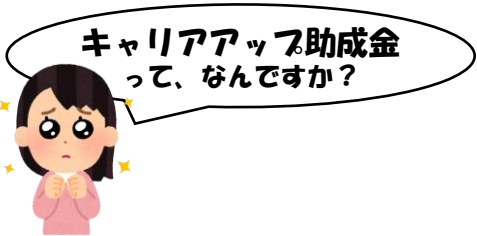
6月/7月の労務/税務

- 6月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 6月30日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
- 7月12日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
 - 社会保険料の算定基礎届
 - 労働保険の年度更新手続
- 7月15日
 - 高年齢者・障害者の雇用状況報告書の提出
- 8月2日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告の提出

助成金ニュース

令和3年度からキャリアアップ助成金が変わります

本年度は多数の助成金について見直しが行われました。今回は、多くの事業主に活用されているキャリアアップ助成金の「正社員化コース」について、制度の見直しに伴う改正点を説明します。



「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して支給する助成金です。
そのうち「正社員化コース」は、有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換、または直接雇用した場合に助成されます。
(予め就業規則に制度の導入を規定することが必要です)



令和3年度 制度の概要

■支給額（1人当たり、中小企業の場合）

転換内容		支給額	支給上限人数
①	有期雇用→正規雇用	5 7 万 円	①～③合わせて、 1年度1事業所当たり20人まで
②	有期雇用→無期雇用	2 8 万 5, 0 0 0 円	
③	無期雇用→正規雇用		

■各種加算措置（1人当たり、中小企業の場合）

加算要件		加算額
①	派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合	28万5,000円
②	母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合	9万5,000円
③	勤務地・職務限定・ 短時間正社員制度（R3より追加） を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合 <1事業所当たり1回のみ>	9万5,000円
▲	(↓見直しにより撤廃↓) 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合	9万5,000円

■賃金増額要件の改正

旧要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金を比較して、以下の①または②のいずれかが 5%以上 増額していること
	①・・・基本給及び定額で支給されている諸手当（賞与を除く）を含む賃金の総額 ②・・・基本給、定額で支給されている諸手当及び 賞与を含む 賃金の総額（転換後の基本給及び定額で支給されている諸手当の合計額を、転換前と比較して低下させていないこと）
新要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金（※）を比較して 3%以上 増額していること ※基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、 賞与は含めない

賃金増額要件は「正社員化コース」に取り組むにあたって重要な要件の一つです。今回の要件見直しによって取り組みやすくなった事業主も取り組みにくくなった事業主いらっしゃると思いますが、賃金増額要件に含めることができる賃金については、就業規則（賃金規程）等に対象者、支給要件、金額等を明記していることが必要となります。規程に定めている手当・賞与等と実際に支給されている手当・賞与等の実態に乖離がないように、規程整備をした上で取り組みましょう！

ピックアップ！ 人事労務ニュース



高年齢者・障害者雇用状況報告書は7月15日期限

高年齢者・障害者雇用状況報告書は、6月1日時点における高年齢者と障害者の雇用状況をハローワークに報告する必要があるもので、通称**ロクイチ報告**とも呼ばれます。今年の**報告期限は7月15日**です。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響から、8月31日まで報告期限が延長されていましたが、今年は延長の予定はありません。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、厚生労働省は電子申請での提出を推奨しています。

種類	対象事業主	未提出・虚偽報告の罰則	提出期限
高年齢者雇用状況報告書	常用労働者が31人以上の事業主	無し	7月15日
障害者雇用状況報告書	常用労働者が43.5人以上の事業主	30万円以下の罰金	

令和3年3月より障害者雇用率が「2.2%→2.3%」に変更となったことにより、障害者雇用状況報告の対象事業主の範囲が拡大しているため、注意が必要です。
また、高年齢者雇用状況報告は、高年齢者雇用安定法が4月に改正されたことにより、様式がA3版に拡大され、「創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）」の項目ができる等、大幅に変更されています。

溶接ヒュームが特殊化学物質に追加



金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」に含まれる化学物質について、労働者への健康障害のリスクが高いと認められたことから、粉じん対策に加え、**特定化学物質に追加**され、ばく露防止措置などの必要な対策を講じることが必要になり、令和3年4月1日より適用されています。
これにより、特定化学物質等作業主任者の選任や特殊健康診断及び作業環境測定の実施が義務付けられることとなりました。

特殊健康診断をきちんと行っていますか

事業主は、一定の有害な業務に従事する労働者に対し、**医師による特別項目の健康診断**を行う必要があります。一部の業務（一定の化学物質業務・石綿業務）については、業務に従事しなくなった場合においても、当該労働者を雇用している間は、同様に特別項目の健康診断を定期的に行わなければいけません。



特殊健康診断の対象業務	高気圧業務	放射線業務	特定化学物質業務（金属アーク溶接等）
	石綿業務	鉛業務	四アルキル鉛業務 有機溶剤業務

特殊健康診断の結果によっては、「対象労働者の就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮」「事業場の作業環境測定の実施、施設・設備等の設置や改善」などの適切な措置を講じなければなりません。
特殊健康診断は事業者が実施すべきものであるため、費用は事業主が負担する必要があります。また、業務遂行のために必要な実施であるため、**受診に要する時間は労働時間であり、時間外に行われた場合には割増賃金を支払わなければいけません。**
実施を怠った場合には、50万円以下の罰金刑となります。労働者の安全を守るためにも必ず実施しましょう。

スタッフ紹介

社労チーム

橋本 佳奈

(はしもと かな)

<血液型>
A型

<趣味>
バイオリン
ポートレート

今年の3月にサトーの社労チームに入社致しました。前職では総務で各種書類の手続きに携わっておりまして。先輩方からより多くのことを学び、自分でも学習を進め一日でも早くお力になれるよう精進して参ります。今後とも何卒、末永くよろしくお願い致します。

